

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

本協会は、「下北沢コンシェルジュ協会」と称する。英語の名称を「Shimokitazawa Concierge Association」とする。

### 第2条（事務局）

本協会の事務局は、東京都世田谷区に置く。

### 第3条（目的）

本協会は、下北沢（世田谷区北沢、代沢、代田、大原、羽根木を含む地域のことを言う。以下、同じ。）の案内及び情報提供をすることを通じて、下北沢を訪れる人々に役立つ活動を目的とする。

### 第4条（活動）

1. 本協会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。
  - (1) 下北沢の案内を行うこと。
  - (2) 下北沢の情報提供を行うこと。
  - (3) 内外の関連団体及び団体等との協力体制の構築など連携を図ること。
  - (4) 会員間の協力体制の構築、及び懇親を図ること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める活動を行うこと。
2. 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

### 第5条（会員の資格）

1. 下北沢の案内及び情報提供をする者、またはこれに関心を有する者は、個人たると団体たるとを問わず、本協会の会員となることができる。ただし、原則として会員の推薦を要するものとする。
2. その他会員の資格については、理事会において決定する。

### 第6条（会員等の種類）

会員等の種類は、次の通りとする。

1. 個人会員 個人として入会した者
2. 団体会員 団体として入会した者
3. ただし、団体会員の構成員3名は、理事会の定めるところに従い本協会の活動に参加することができる。
4. 賛助団体 団体として賛助する者
5. 協力団体 団体として協力する者
6. ただし、賛助団体及び協力団体は、会員として入会し活動するものではない。

#### 第7条（入会及び退会）

1. 個人会員または団体会員になろうとする者は、入会申込書を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を得た者は、個人会員または団体会員として登録するものとする。
3. 個人会員または団体会員において退会しようとする者は、理事会に退会届を提出しなければならない。
4. 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。
  - (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 本協会または他の会員の名誉を傷つける行為のあったとき
  - (3) その他、本協会の目的に反する行為のあったとき
5. 会員の地位の得喪、変更、及び入会審査に関する定めは、理事会において決定する。

#### 第8条（会費）

1. 会員は、総会の定める会費を理事長の指定する日までに年1回1口以上納めなければならない。
2. 会費の徴収事務は、理事会の決議により委嘱することができる。

### 第3章 組 織

#### 第9条（総会）

1. 理事長は、毎年1回、通常総会を招集しなければならない。
2. 理事長は、必要があるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
3. 総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の5分の1以上の者が理事長の解任を目的として請求したときは、副理事長が理事長に代わり臨時総会を招集することができる。
4. 通常総会及び臨時総会は、開催日の2週間前までに、開催日時、開催場所、会議の目的を全会員に対して電子メールで通知するとともに本協会のウェブページ上で公表しなくてはならない。ただし、急迫の必要がある場合には、臨時総会の開催通知は理事長が相当と認める方法により行うことで代えることができる。
5. 招集権者は、特定日時場所に会員を招集して総会を開催することに代えて、これを理事会の定める電磁的方式により行うことができる。
6. 前項の場合には、電子メールによる通知の送信後2週間以内に、受信できない旨のエラー応答がなかった会員を総会の出席会員とみなす。

#### 第10条（理事及び理事会）

1. 理事は、個人会員のうち3名から7名を総会において選任する。総会に提出する理事候補者名簿は、副理事長が作成する。
2. 理事は、理事会を組織する。

3. 理事会は、理事の互選により理事長を選任しなければならない。
4. 理事会は、次の権限を有する。
  - (1) 理事長及び副理事長（以下、「正副理事長」と言う。）の会務の執行を監督すること。
  - (2) 副理事長の指名及び解任の承認
  - (3) 委員会の設置及び改廃
  - (4) 委員会の委員長の任免
  - (5) 理事または監事が任期途中でその職を失った場合に、補充理事または監事を選任すること。

#### 第 11 条（理事長）

1. 理事長は、本協会を代表する。
2. 理事長は、次の権限を有する。
  - (1) 総会を招集すること。
  - (2) 副理事長の指名及び解任
  - (3) 副理事長に対し、その所掌事項に関して指示すること。
3. 理事長に故障がある場合には、副理事長がその職務を代行する。
4. 理事長は、自己の都合により退任する場合は、その旨を副理事長に書面で申し出、理事会の承認を得なければならない。

#### 第 12 条（副理事長）

1. 副理事長は、理事長が指名し、理事会の承認を得て選任する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し次の事項を所掌する。ただし、理事会の承認を得て委員会を設置し、所掌事項の全部または一部を当該委員会の長に委任することができる。
  - (1) 委員会の企画・運営方針に関すること。
  - (2) ウェブページ等の編集に関すること。
  - (3) 内外の関連団体及び団体等との協力体制の構築等に関すること。
  - (4) 会員資格の得喪、及び会員管理に関すること。
  - (5) 本協会の財産の管理、及び会計処理、権利処理に関すること。
  - (6) 協会活動等の企画・運営、及び他団体等の後援、協力等に関すること。
  - (7) 情報システムの企画、構築、運用等に関すること。
  - (8) 会員間の協力体制の構築、及び懇親に関すること。
4. 副理事長に故障がある場合は、理事長がその職務を代行する。
5. 副理事長は、自己の都合により退任する場合は、その旨を理事長に書面で申し出なければならない。

#### 第 13 条（監事）

1. 監事は、会員または会員以外の者から 1 名選出し、総会において選任する。総会に提出する監事候補者名簿は、副理事長が作成する。
2. 監事は、正副理事長並びに理事会の会務の執行、及びその他の本協会の活動内容を監査する権限を有する。

3. 監事は、通常総会において監査結果を報告しなければならない。

#### 第14条（委員会）

委員会に関する規則は理事会において定める。

#### 第15条（役員会）

正副理事長並びに委員会の長により役員会を構成し、会務の執行を行う。役員会に関する規則は理事会において定める。

#### 第16条（任期）

1. 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
2. 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
3. 補充理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第17条（議決権等）

1. 議事は、個人会員の出席者の過半数をもって決する。団体会員の構成員は議決権を有しない。
2. 議事に出席しない個人会員は、書面により、他の出席する個人会員にその議決権の行使を委任することができる。ただし、書面に代わる方法を理事会において定めることができる。
3. 議決権の行使は、賛成しない議事に対して反対又は棄権の意思を表示させる方式によって行う。

### 第4章 規約の変更

#### 第18条（規約の変更）

本規約を変更するには、総会における出席会員の過半数以上の賛成を得なければならない。

附 則

第1条（施行期日）

この規約は、成立の日から施行する。

第2条（設立年の事業年度）

設立した年の活動及び会計年度は、設立総会の開催日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第3条（設立総会における理事及び監事候補者名簿）

1. 本協会の設立準備委員会（以下、「設立準備委員会」と言う。）は、発起人有志により構成する。設立準備委員会議長は発起人の互選により決定する。
2. 設立総会は、設立準備委員会議長が召集する。
3. 設立総会に提出する理事及び監事の候補者名簿は、本協会の設立準備委員会議長が作成する。

第4条（設立準備費用）

1. 発起人は、本協会の設立準備費用として、一口千円の費用負担金を、設立準備委員会が指定する銀行口座に振り込むことができる。
2. 設立準備委員会議長は、前項の発起人の氏名及びその負担額の一覧、設立期間中の会計帳簿を本協会設立後すみやかに理事会に提出し報告するとともに、会計に関する一切の引継ぎを行うものとする。
3. 理事会は、本協会の財政状況を勘案し、設立準備費用の全部または一部を数回に分けて償還することができる。ただし償還期間は一年を限度とし、償還の総額は、負担額の総額を越えてはならない。一部償還の場合、償還する金額を発起人の負担額に按分し平等に償還しなければならない。
4. 理事長は、設立準備費用を償還した場合は、その額を翌年の通常総会で報告しなければならない。

第5条（原始会員の審査）

1. 設立総会以前に募集する者の会員審査は、設立準備委員会が行う。ただし、入会においては発起人1名以上の推薦を必要とする。
2. 設立準備委員会議長は、本協会設立後すみやかに原始会員名簿を理事会に提出し報告するものとする。

改正履歴

2018年4月25日 作成

2018年6月4日 改正（第1回総会にて、協会名称を変更）

2018年8月11日 改正（賛助団体及び協力団体を追加）